

蒲郡市まちづくり事業助成金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市まちづくり事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）

第10条第1項に規定する審査等を行うため、蒲郡市まちづくり事業助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、助成金交付要綱に基づく、蒲郡市まちづくり事業助成金に関する市民提案の企画事業の審査に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内外のまちづくりを目的としたNPO活動を実践し、がまごおり協働まちづくり会議から推薦のあった者

(3) 市内企業代表者

(4) 行政関係者

3 審査委員会の委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査委員会は、審査等のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、市民生活部協働まちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。